

旅行業者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行業者の概要				不利益処分の内容 (対象営業所)	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第973号	(株)エムエス ツーリスト	林 邦興	東京都品川区西 五反田1-30-2 ウイン五反田ビル 5階	令和5年3月18 日～3月26日 までの9日間 の業務停止 (東日本営業 本部)	旅行業法第 19条第1項	令和元年6月23日から25日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(千葉県発着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
②	観光庁 長官登録 第2025号	海洋観光(株)	蔡 赫	福岡県福岡市博 多区奈良屋町 14-20ベスト大博 ビル5階	令和5年3月18 日～3月31日 までの14日間 の業務停止 (東京支社)	旅行業法第 19条第1項	令和元年5月12日から17日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(東京都発・岡山県着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
③	観光庁 長官登録 第1940号	日本春秋旅行 (株)	李 翠玲	東京都台東区元 浅草1-1-3深山ビ ル2階	令和5年3月18 日～3月26日 までの9日間 の業務停止 (日本春秋旅 行)	旅行業法第 19条第1項	令和元年9月21日から24日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(大阪府発・千葉県着)及び同月26日から29日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(千葉県発着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
④	観光庁 長官登録 第2095号	(株)平成エンター プライズ	田倉 貴弥	埼玉県志木市本 町5-22-26 HEG ビル	令和5年3月18 日～3月31日 までの14日間 の業務停止 (本社営業所)	旅行業法第 19条第1項	平成31年4月20日に実施した貸切バスを利用した募集型企画旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
⑤	観光庁 長官登録 第29号	(株)南海国際旅 行	清原 康仁	大阪府大阪市浪 速区難波中1- 10-4	令和5年3月18 日～3月26日 までの9日間 の業務停止 (東京支店)	旅行業法第 19条第1項	令和元年6月18日、同月24日から27日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。

No	旅行業者の概要				不利益処分の内容 (対象営業所)	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
⑥	観光庁 長官登録 第1840号	カモメツーリス ト(株)	山添 翔	東京都新宿区四 谷4-28-4	令和5年3月18 日～4月8日ま での22日間の 業務停止(本 社営業所)	旅行業法第 19条第1項	① 平成30年8月19日から20日、同月23日から24日、同月25日から26日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							② 平成30年9月15日から17日、同月14日から16日、同月14日から18日、同月16日から18日、同月12日から16日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							③ 平成30年12月6日から9日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							④ 平成30年12月25日から27日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(大阪府発・静岡県着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							⑤ 平成31年2月6日から9日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。

No	旅行業者の概要				不利益処分の内容 (対象営業所)	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
⑥ 【再掲】							⑥ 平成30年11月2日に実施した貸切バスを利用した旅行(東京都発着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							⑦ 令和元年8月11日から12日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							⑧ 平成31年3月9日から12日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
							⑨ 令和元年7月20日から22日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(東京都発・大阪府着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。